

◎新潟県告示第292号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、南魚沼市に係る南魚沼農業振興地域（平成20年新潟県告示第1335号）の区域を次のとおり変更する。

平成30年3月27日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更する地域の名称
南魚沼農業振興地域

- 2 区域

南魚沼市のうち、次の図面（農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第2条第3号の平面図）の赤色で着色した部分に該当する区域を除外した区域
（図面省略）

図面は、新潟県農林水産部地域農政推進課及び南魚沼地域振興局農林振興部で縦覧する。

- 3 変更年月日

平成30年3月27日